

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

告 示	○ 三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示 ……	保健体育課	1頁
	○ 三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び 懲戒処分書の様式及び記載事項の一部を改正する告示 ……………	教 職 員 課	4頁
訓 令	○ 三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令 ……………	教 育 総 務 課	5頁
	○ 三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令 ……………	教 育 総 務 課	5頁

### 告 示

#### 三重県教育委員会告示第8号

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例（平成31年三重県条例第2号）第4条第2項の規定に基づき、三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額を一部改正する告示を次のように定めます。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
三重県立学校体育施設の照明設備の使用料			三重県立学校体育施設の照明設備の使用料		
高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)	高等学校名	体育施設名	照明設備の使用料 (円/時間)
桑名高等学校	体育館	<u>100</u>	桑名西高等学校	体育館	100
桑名西高等学校	体育館	100		武道場	50
桑名北高等学校	テニスコート	<u>300</u>	桑名北高等学校	テニスコート	<u>400</u>
	体育館	<u>100</u>		体育館	<u>150</u>
	武道場	50		武道場	50
桑名工業高等学校	運動場	100	桑名工業高等学校	運動場	100
	体育館	150		体育館	150
	武道場	<u>50</u>		武道場	<u>100</u>
	弓道場	50		弓道場	50
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
四日市西高等学校	テニスコート	<u>400</u>	四日市西高等学校	テニスコート	<u>500</u>
	体育館	<u>250</u>		体育館	<u>300</u>
朝明高等学校	運動場	<u>750</u>	朝明高等学校	運動場	<u>1,000</u>
	体育館	150		体育館	150
	武道場	50		武道場	50

四日市四郷高等学校	運動場	350
	テニスコート	400
	トレーニング場	50
	武道場	50
四日市工業高等学校	運動場	750
	テニスコート	400
四日市商業高等学校	体育館	100
四日市中央工業高等学校	運動場	650
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエトリフティング場	50
菰野高等学校	運動場	100
	トレーニング場	50
	弓道場	50
川越高等学校	運動場	600
神戸高等学校	運動場	500
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
稲生高等学校	運動場	100
	運動場(野球)	400
	第1体育館	100
	第2体育館	150
	武道場	50
	武道場(なぎなた)	50
亀山高等学校	運動場	300
	体育館	150
	武道場	50
	ウエトリフティング場	50
津高等学校	体育館	100
	テニスコート	150
	武道場	50
津西高等学校	第2運動場	600
	体育館	100
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
津商業高等学校	運動場	50
	体育館	100
	武道場	50
久居高等学校	運動場	50
	テニスコート	400
	体育館	100
	トレーニング室(卓球場)	50
	武道場	50
	レスリング場	50
	体操場	150
久居農林高等学校	第1運動場	100
	第2運動場	500
	体育館	100
	武道場	50
	ボクシング場	50

四日市四郷高等学校	運動場	450
	テニスコート	500
	トレーニング場	50
	武道場	50
四日市工業高等学校	運動場	950
	テニスコート	450
四日市商業高等学校	体育館	150
四日市中央工業高等学校	運動場	800
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ウエトリフティング場	50
菰野高等学校	運動場	150
	トレーニング場	50
	弓道場	50
川越高等学校	運動場	750
神戸高等学校	運動場	600
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
稲生高等学校	運動場	150
	運動場(野球)	500
	第1体育館	150
	第2体育館	200
	武道場	100
	武道場(なぎなた)	50
亀山高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50
	ウエトリフティング場	50
津高等学校	体育館	100
	テニスコート	200
	武道場	50
津西高等学校	第2運動場	750
	体育館	100
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
津商業高等学校	運動場	100
	体育館	100
	武道場	50
久居高等学校	運動場	50
	テニスコート	500
	体育館	100
	トレーニング室(卓球場)	50
	武道場	50
	レスリング場	50
	体操場	200
久居農林高等学校	第1運動場	100
	第2運動場	600
	体育館	150
	武道場	50
	ボクシング場	50

白山高等学校	運動場	100
	体育館	100
	武道場	50
松阪高等学校	運動場	300
松阪工業高等学校	運動場	300
	体育館	100
	武道場	50
	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	100
(略)	(略)	(略)
相可高等学校	テニスコート	100
	体育館	100
	武道場	50
昴学園高等学校	体育館	100
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
伊勢工業高等学校	運動場	200
	体育館	100
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
明野高等学校	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ボクシング場	50
(略)	(略)	(略)
鳥羽高等学校	運動場	300
	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
(略)	(略)	(略)
上野高等学校	第2運動場	150
	テニスコート	50
	体育館	100
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	100
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	600
	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
名張高等学校	運動場	350
	テニスコート	500
	体育館	250
	武道場	50
名張青峰高等学校	テニスコート	300
	体育館	100
	武道場	50

白山高等学校	運動場	100
	体育館	150
	武道場	50
松阪高等学校	運動場	400
松阪工業高等学校	運動場	400
	体育館	150
	武道場	50
	レスリング場	50
松阪商業高等学校	運動場	50
(略)	(略)	(略)
相可高等学校	テニスコート	150
	体育館	150
	武道場	50
昴学園高等学校	体育館	150
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
伊勢工業高等学校	運動場	300
	体育館	150
	武道場	50
(略)	(略)	(略)
明野高等学校	体育館	150
	トレーニング場	50
	武道場	50
	ボクシング場	50
(略)	(略)	(略)
鳥羽高等学校	運動場	400
	体育館	100
	トレーニング場	50
	武道場	50
	フェンシング場	50
(略)	(略)	(略)
上野高等学校	第2運動場	200
	テニスコート	50
	体育館	150
	武道場	50
あけぼの学園高等学校	体育館	150
伊賀白鳳高等学校	第2運動場	750
	体育館	150
	トレーニング場	100
	武道場	50
名張高等学校	運動場	450
	テニスコート	600
	体育館	300
	武道場	50
名張青峰高等学校	テニスコート	350
	体育館	150
	武道場	50

尾鷲高等学校	運動場	350
	テニスコート	200
	体育館	100
	武道場	50
	弓道場	50
尾鷲高等学校(光が丘校舎)	運動場	600
	トレーニング場	50
	武道場	50
	レスリング場	50
木本高等学校	運動場	400
	テニスコート	200
	体育館	200
	武道場	100
紀南高等学校	体育館	100
	武道場	50
	卓球場	50
北星高等学校	運動場	400
	体育館	150
(略)	(略)	(略)
伊勢まなび高等学校	運動場	350
	体育館	150
(略)	(略)	(略)
特別支援学校 西日野にし学園	体育館	50
	体育館	200
(略)	(略)	(略)
特別支援学校 伊賀つばさ学園	体育館	50
	体育館	50
特別支援学校 東紀州くろしお 学園おわせ分校	体育館	100
	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

尾鷲高等学校	運動場	400
	テニスコート	200
	体育館	150
	武道場	50
	弓道場	50
尾鷲高等学校(光が丘校舎)	運動場	750
	トレーニング場	50
	武道場	50
	レスリング場	50
木本高等学校	運動場	500
	テニスコート	250
	体育館	250
	武道場	100
紀南高等学校	体育館	100
	武道場	50
	卓球場	100
北星高等学校	運動場	450
	体育館	150
(略)	(略)	(略)
伊勢まなび高等学校	運動場	450
	体育館	150
(略)	(略)	(略)
特別支援学校 西日野にし学園	体育館	100
	体育館	250
(略)	(略)	(略)
特別支援学校 伊賀つばさ学園	体育館	100
	体育館	100
特別支援学校 東紀州くろしお 学園おわせ分校	体育館	150
	(略)	(略)

備考

- 1 (略)
- 2 (略)

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行日前に照明設備を使用しようとする者に三重県教育委員会規則第三条に基づき許可を行い、改正後の新告示の施行日以後に照明設備を使用した者の照明設備の使用料は、改正後の新告示の照明設備の使用料によるものとする。

三重県教育委員会告示第9号

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和3年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項の一部を改正する告示

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項（令和2年三重県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

一2 (1) (一) 中「条件附採用期間」を「条件付採用期間」に、「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

訓 令

教委訓第5号

局 内 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和3年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公印取扱規程（昭和39年教委訓第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公印の使用) 第6条 公印を使用しようとするときは、別に定めるもののほか、 <u>原議書を添え又は総合文書管理システム</u> に入力するとともに、 <u>押印しようとする書類</u> を公印取扱主任に提示してその審査を受けなければならない。 2 公印取扱主任は、公印の使用を適当と認めたときは、原議書の「公印」の欄に <u>認印を押印し、又は総合文書管理システムに審査したことを入力したうえで、公印を使用させなければならない</u> 。この場合において、公印取扱主任は、適正に押印されたかどうかを確認しなければならない。 3～5 (略)	(公印の使用) 第6条 公印を使用しようとするときは、別に定めるもののほか、 <u>押印しようとする書類に原議書を添え、公印取扱主任に提示してその審査を受けなければならない</u> 。 2 公印取扱主任は、公印の使用を適当と認めたときは、原議書の「公印」の欄に <u>認印のうえ、公印を使用させなければならない</u> 。この場合において、公印取扱主任は、適正に押印されたかどうかを確認しなければならない。 3～5 (略)

附 則

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に利用されている総合文書管理システムにより作成された原議書に係る公印の使用については、なお従前の例による。

教委訓第6号

局 中 一 般  
教育関係機関

三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和3年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公文書管理規程（令和2年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(起案の方式)</p> <p>第19条 起案は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) <u>電子文書以外の添付文書がある場合又は第24条第3項若しくは第5項に該当する場合</u> 総合文書管理システムにより起案様式（第8号様式）を作成し、紙に出力した起案様式により回議することができるものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>総括文書管理者が指定する情報処理システムを利用して、協議、決裁等を行う場合</u> 当該システムにより起案し、及び回議するものとする。</p> <p>2 前項第1号から第3号までに該当する場合には、起案様式を標準とする。ただし、コンピュータによる業務処理システムにより起案の様式を作成する場合には、起案様式に準じた様式とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号から第4号まで及び第7号に定める方法により起案した場合には、保存期間が1年未満として第38条第2項及び第7項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書を除き、決裁後速やかに総合文書管理システムに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(供覧の方式)</p> <p>第20条 供覧は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、電子文書以外の添付文書がある場合は、簡易処理（保存期間が1年未満として第38条第2項及び第7項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書について用いる場合に限る。）又は総合文書管理システムにより様式を作成し、紙に出力した様式により上司又は関係者に供覧することができるものとする。</p> <p>(起案の方法)</p> <p>第22条 起案は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 起案者は所定事項のほか、起案者の職名及び氏名を記入又は入力すること。ただし、第19条第1項第1号から第3号までに規定する起案文書にあっては、起案者は職名を記入又は入力し、署名又は記名押印すること。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(文書の浄書)</p> <p>第29条 文書の浄書は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(起案の方式)</p> <p>第19条 起案は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める方法により行うものとする。</p> <p>(1) 電子文書以外の添付文書がある場合、<u>第24条第3項若しくは第5項に該当する場合又は総合文書管理システムで起案し、及び回議することが不適切な多量等の電子文書がある場合</u> 総合文書管理システムにより起案様式（第8号様式）を作成し、紙に出力した起案様式により回議することができるものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>公印の押印を省略できない場合</u> 総合文書管理システムにより起案様式を作成し、紙に出力した起案様式により回議するものとする。</p> <p>2 前項第1号から第3号まで及び第7号に該当する場合には、起案様式を標準とする。ただし、コンピュータによる業務処理システムにより起案の様式を作成する場合には、起案様式に準じた様式とすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第1項第2号から第4号までに定める方法により起案した場合には、保存期間が1年未満として第38条第2項及び第7項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書を除き、決裁後速やかに総合文書管理システムに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(供覧の方式)</p> <p>第20条 供覧は、総合文書管理システムにより行うものとする。ただし、電子文書以外の添付文書がある場合<u>又は総合文書管理システムで供覧することが不適切な多量等の電子文書がある場合は</u>、簡易処理（保存期間が1年未満として第38条第2項及び第7項の規定に基づき文書管理者が定めた公文書について用いる場合に限る。）又は総合文書管理システムにより様式を作成し、紙に出力した様式により上司又は関係者に供覧することができるものとする。</p> <p>(起案の方法)</p> <p>第22条 起案は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 起案者は所定事項のほか、起案者の職名及び氏名を記入又は入力すること。ただし、第19条第1項第1号から第3号まで<u>及び第7号</u>に規定する起案文書にあっては、起案者は職名を記入又は入力し、署名又は記名押印すること。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(文書の浄書)</p> <p>第29条 文書の浄書は、次の各号により行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>



(3) 公印を押印して発送する文書の浄書が完了したときは、原議書と校合し、校合した者が所定の欄に押印若しくは署名し、又は総合文書管理システムに校合したことを入力する。

(公印及び契印)

第30条 文書を発送するときは、原議書と照合確認し、三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）及び三重県教育委員会公印取扱規程（昭和39年教委訓第6号）の定めるところにより、公印を押さなければならない。ただし、県の機関に対して施行する文書（重要な文書を除く。）及び軽易な文書については、これを省略することができる。

2 (略)

(3) 公印を押印して発送する文書の浄書が完了したときは、原議書と校合し、所定の欄に校合した者が押印又は署名する。

(公印及び契印)

第30条 文書を発送するときは、原議書と照合確認し、三重県教育委員会公印規則（昭和33年三重県教育委員会規則第19号）及び三重県教育委員会公印取扱規程（昭和39年教委訓第6号）の定めるところにより、公印を押さなければならない。ただし、教育委員会の機関に対して施行する文書（三重県公文例規程第2条第3号に規定する令達文書その他重要な文書を除く。）及び軽易な文書については、これを省略することができる。

2 (略)

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に利用されている総合文書管理システムにより行う起案の方式、供覧の方式、起案の方法又は文書の浄書については、なお従前の例による。

